令和５年第９回野洲市教育委員会定例会　議事録

○日　時　令和５年６月２８日

開会時刻１３時３５分

閉会時刻１５時４８分

○場　所　人権センター　研修室

○出席委員

教育長　西村　　健

委　員　南出　久仁子　　委　員　山﨑　玲子

委　員　本田　　亘　　委　員　瀬古　良勝

○説明員

教育部長	馬野　　明
教育部政策監（幼稚園教育担当）	田中　源吾
教育部次長	北脇　康久（兼教育総務課長）
教育部次長（学校教育担当）	井関　保彦（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当）	辻村　朗子
教育部次長（文化財担当）	行俊　　勉（兼文化財保護課長・歴史館長）
総務部次長	井狩　　勝（兼人事課長）
人事課課長補佐	松岡　秀樹
こども課長	西村　一嘉
学校教育課主席参事	澤本　奈見子
ふれあい教育相談センター所長	北田　一栄
学校給食センター所長	川﨑　　誠
生涯学習課長	井狩　吉孝
生涯学習課参事	菱沼　由美
野洲図書館長	宇都宮　香子
歴史民俗博物館副館長	角　　建一
教育総務課職員（事務局）	枝　　瑞紀

令和5年第9回野洲市教育委員会定例会

令和5年6月28日

【西村教育長】　　少し遅くなりましたが、これより令和5年第9回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員で、定足数に達していますので会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りします。

次に日程第2、令和5年第8回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　　ご異議ないようですので、第8回定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と瀬古委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和5年第9回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と山﨑委員を指名いたします。

次に日程第4、教育長事務報告について、先月5月24日から昨日27日までについて別紙をご覧ください。

まず5月26日、新任・新赴任教職員人権問題研修がありました。40人ぐらいの新しい先生が来られての研修でした。毎年野洲市に新しく来られた保幼小中の教職員を対象に研修を行っています。それから野洲高校にも案内をして、高校の先生もお見えになっています。

それから、同じ日の夜、学校回り（超勤視察）とあります。月に1回か2ヶ月に1回ぐらい、21時前後に各学校を周っています。この日一番多く残っていたのが北中です。15人ぐらいいました。なるべく早く帰ってくださいとお願いをして回っています。

それから教育委員さんの学校訪問も行っています。北中、三上小、北野小です。

続いて5月30日、B&G近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会というのがあります。年に1回近畿のB&Gを所有している市町が集まる会議です。近畿管内では44ヶ所あり、そのうちの42の市町が参加されていました。

続いて6月5日、やまの子事業視察とあります。これは県内の小学校4年生が対象です。琵琶湖の水源である山で、木がどのように成長しているのかとか、水源である川のスタート

地点はどこなのかなどを体験するものです。野洲の各学校は花緑公園で、前は栗東や彦根に行ったりしていましたが、県の協力を得て花緑公園でできるようになりました。祇王小学校の4年生が来ていました。

続いて6月6日、ホールの子事業とあります。いろいろ県がやっている事業なのですが、ホールの子事業というのは、小学生に本物の音楽、オーケストラに出会わせたいということで県が行っているものです。これは学年は決まっていないので学校判断で何年生を連れていくかを決めています。私が行った日は祇王小の3年生が来ていました。京都市交響楽団の演奏を子どもたちは楽しんでいました。

それから6月9日、守山野洲少年センター運営委員会がありました。年2回あり、野洲市と守山市で少年センターを運営しています。元々少年センターは非行少年対策として設置されましたが、今対応しているのは8割ぐらいが不登校や引きこもりです。対象は中学生から20歳ぐらいまでの青少年を対応していますが、範囲を小学生にも広げています。不登校が多いのでその相談なども行っています。

6月13日、バスケ練習視察とあります。北中で行っています。地域の人と先生の有志が学校の部活とは関係なく地域移行の受け皿になりたいということで、月1回、男子の日女子の日というのを決めて18時半から20時まで。基本的には中学生のバスケを引き受けようということで、3中学校の真ん中である北中で行っています。この日は女子の日で18人の子どもたちが来ていましたけども、野洲中と中主中の子が少ないので参加対象を6年生にまで広げられました。その結果、6年生が15人ぐらい来ていて中学生は3人でした。

続いて6月22日、学校訪問をしています。●●中学校の教頭に対する処分が6月20日付で懲戒免職となりました。翌21日付で本市の吉田参事が教頭として赴任しましたので、校長、教頭と懇談をしています。

6月23日、1ヶ月の超勤確認と同様で各学校を周っています。この時は人数は少なかったのですが、PTAの役員会をされていた学校が3つぐらいありましたので、その関係で残っておられる先生方もありました。

それから6月26日、授業参観。これは、昨年度いじめ事案があったので、いじめ防止教室という弁護士さんが企画されたものがありまして、それを中主中の2年生にされていました。私が見たのは2年4組の石川弁護士が授業をされていました。

以上です。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第36号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市教育委員会事務局職員

の人事異動について)、人事課より説明をお願いします。

【井狩総務部次長】　井狩です。よろしくお願いします。議案書は1から3ページで、当日配布で1枚配布しています。野洲市教育委員会事務局職員の人事異動に関する処分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2号の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年6月20日付で学校教育課参事の吉田享史氏より退職届けの提出がありまして、これを受理し同日付で退職についての辞令を発令しましたので報告するものでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第36号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第36号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市教育委員会事務局職員の人事異動について)、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第36号は可決されました。

次に議案第37号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について)、事務局より説明をお願いします。井関次長お願いします。

【井関教育部次長】　　学校教育課、井関です。議案第37号、専決処分につき承認を求めることについて、議案を提出いたします。

野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2号の規定により、令和5年6月19日、次のように処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

本議案は、野洲市内の中学校において生徒間暴力が発生し、野洲市教育委員会はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に基づき、重大事態と認定いたしました。野洲市いじめ等防止対策条例第19条第2項の規定に基づき、事実関係の調査を野洲市立小中学校いじめ問題対策専門委員会に求めました。調査に際し更なる第三者性を担保するため、同条例第21条の規定に基づき臨時委員を委嘱したものでございます。臨時委員の氏名は、酒井謙介委員です。また、同条例第21条第2項の規定により、弁護士に委嘱をしております。

なお、任期は同条例第21条第3項に規定に基づき、委嘱の日である令和5年6月19日から当

該特別の事項の調査審議が終了したときまでです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第37号について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　確認の意味で質問します。今説明の中で、より第三者性を持たせるために酒井委員を臨時委員として委嘱するということですが、そもそも第三者性を持たせるのは初めから分かっていることで、なぜわざわざ臨時委員として弁護士を委嘱するのか。もともと第三者委員会には弁護士の方がおられます。スクールロイヤーの石川弁護士も入るという話があったと思いますが、更に酒井弁護士を臨時委員として委嘱しなければならない理由をもう少し具体的に教えてください。

【井関教育部次長】　まず、スクールロイヤーの石川弁護士は、今までの重大事態の他の市町の状況を聞いた上で、スクールロイヤーの先生は野洲市からお願いしているものであって、第三者性を担保できないということをお聞きしまして、石川弁護士には外れていただいたという経緯がございます。

そのうえで、弁護士の先生は第三者委員会に入っておられますが、これも他の市町の最近の重大事態に対する方法を聞きまして、5人の委員さんがおられますが、その委員さんのなかで報告書をまとめなければいけなくて、それをまとめるのに時間がかかるということをお聞きしました。そういうことも踏まえて、弁護士の先生に報告書のまとめをお手伝いいただくと。それを野洲市の教育委員会事務局がするとそれこそ第三者性がなくなりますので、弁護士協会にお願いして推薦していただいたということです。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　石川弁護士は野洲市が委嘱している弁護士だから第三者性が担保できないというのは分かります。しかし酒井弁護士がなぜ臨時委員なのか。これは当該案件の審議が終了するまでということですが、今の理由だと他の案件でも同じように臨時委員を雇う可能性があるということですよね。それなら酒井弁護士にずっと入ってもらった方がいいと思いますが、そのあたりどうですか。

【井関教育部次長】　重大事態が発生していじめ専門委員会に諮問したわけですが、5名の先生でまとめていただくという部分は現実的に難しいということが分かってきましたので、今後、いじめ防止対策推進法に基づいて作った野洲市いじめ等防止対策条例についても少し見直す必要があるのかもしれません。ただ、今回については重大事態が起こってしまったので、それに対する調査委員会が必要ということで、お願いした次第でございます。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　　分かりました。今後も同じような重大事案が生じる可能性があるということで、もともとの定員について見直していくという理解をしておきます。

【西村教育長】　　他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第37号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について）、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第37号は可決されました。

次に議案第38号から39号は、野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員に関する一連の内容であることから、事務局より一括にて説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　文化財担当次長、文化財保護課長の行俊です。議案第38号から39号、野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の解嘱並びに委嘱についてご説明いたします。議案書の7ページから10ページ、関係資料は6ページから9ページをご覧ください。

野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員として、次の者を解嘱並びに委嘱することについて議決を求めるものでございます。提出理由としましては、委員8名のうち地域の代表者である自治会長の交代に伴い、山路和央様の後任として上田善彦様に委嘱するため議案を提出するものです。なお、任期は前任の残任期間である令和6年3月31日までとなります。以上です。

【西村教育長】　　ただ今、事務局より説明がありました議案第38号から39号について、ご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

まず、議案第38号、野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第38号は可決されました。

続いて議案第39号、野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第39号は可決されました。

次に議案第40号　野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　　議案第40号、野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委

嘱についてご説明いたします。議案書11ページから12ページ、関係資料は6ページから9ページをご覧ください。

野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会委員として、次の者を委嘱することについて議決を求めるものです。今年度から3年間にわたり、新たに野洲市文化財保存活用地域計画の策定を進めるにあたり委員会を設置し、委員10名を委嘱するものです。

なお、3年間にわたって策定委員会を進めてまいりますので、任期は令和8年3月31日までとなります。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第40号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第40号、野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第40号は可決されました。

次に議案第41号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。澤本主席参事お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】　学校教育課、澤本です。議案第41号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、議案提出いたします。議案書13ページから15ページと関係資料10、11ページをご覧ください。

学校における働き方改革の総合的な取組の一環として、教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保に係ることを目的に教職員の在校等の時間の上限等を定める一部を改正するものです。施行日については、交付の日から施行いたします。

【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました議案第41号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　議案書14ページの第36条、「職員の時間外勤務は校長が命ずる」とありますが、どういう形で時間外勤務を命ずるのかが一つ。

それから、給特法の中に含まれる時間外勤務は現時点でどのくらいなのかと、それを超える形で一月45時間、1年で360時間とありますが、給特法に含まれている以上の時間外を命ずる場合は時間外手当を出すということですか。

【澤本学校教育課主席参事】　どのように命ずるかですが、その日の終礼時にどのような業務があるかは所属長が把握しますので、どのような仕事をするかを報告しそれを了承して、学校長が時間外勤務を判断しておられます。

それから、もう一点ご質問の、ここに書かせていただいている時間以外の時間外があるかということでよろしかったでしょうか。

【瀬古委員】　私が聞きたかったのは、校長先生がどのような形で命令を発するのかです。それは口頭なのか、それとも様式があって文書で時間外勤務を承認する形を取るのか、どういう形で命令するのかが1点目です。

2点目は、給特法で教員は時間外手当が出ないわけです。給特法でベースの給料を上げてありますと、これが国の説明です。今回、校長先生が仮に45時間の命令を出した場合、当然これは給特法の範囲をはみ出すはずです。その場合は、超勤手当をどうするのかが2点目。

それから、校長先生がそれをコントロールできるのかという話です。先ほど教育長から、夜9時に見回ったら、北中ではたくさんの教員が仕事をしていたという話がありました。それは校長先生の命令によってやっているのかです。この議案関係資料の10ページの改正前と改正後、どちらも職員の時間外勤務は校長が命ずるとなっています。では、夜9時以降も残っている先生は、校長先生が命じた超勤になっているのですか。そこを教えていただきたいと思います。

【西村教育長】　井関次長。

【井関教育部次長】　まず、校長が時間外勤務を命ずることができるのは限定的になっておりまして、職員会議が土日になったときであったり、修学旅行等の校外行事、外に出ていったときであったり、児童生徒の生徒指導事案で緊急的な対応が必要となった場合という、限定4項目があるんですけれども、その項目に当てはまる業務のときだけ時間外勤務を命ずることができます。それ以外はできません。実際、私も校長を去年しておりましたけども、そのときに実際全部把握できているかとなりますと、全部は把握できておりません。具体的に言いますと、校長が、今日、残ってやってくださいというのは先ほどの項目のみで、それ以外はお願いすることがございません。どちらかというと、早く帰って体の調子を整えてほしいというのが現実的な対応でありまして、45時間というところにつきまして、45時間を超えたなら、手当が出るかというと、それは今出ておりません。超えたからといっては出てないので、給特法の改正が急がれているところでございますけれども、学校現場の現状とこの法律が合っていないというのが、私の感じとしては現実的かなと思っております。

【西村教育長】　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　そうですよね、給特法と学校現場の状況は全く合ってないと。ただ、よく分からないのは、今回のこの一部改正で何が変わるのかです。議案関係資料10ページの改

正後を見ても、時間外勤務は校長が命ずるというのは同じです。改正前では、「校長の命を受けて副校長が職員の時間外勤務を命ずることができる」これは無くなっていると。それがなぜ無くなったのかを教えてほしいと思うのですが。しかし、いずれにしても、これによって学校の働き方改革にも通じる教職員の時間外勤務が縮減できるとは受け取れないのですが。この2点、お願いします。

【井関教育部次長】　　まず、これが改正したからといって、学校現場の現状が変わるとは思っておりません。実際この改正につきましては、以前、私が参事のときに、働き方改革で2年前、3年前にご説明したときの時点で、このような規定が県から出されておりました。瀬古委員との議論の中で、45時間守れるのかというのは覚えてるんですけれども、そのときに出たものでございまして、実際これが野洲市として定めたからといって、45時間が守り切れるかと言われると、それは現実、守れておりません。私は問題としては、今の給特法の改正を求めたいと思っておりますし、今でも、国、県の要望ではそれを求めておりますし、あと現実的にはやはり働き方改革は学校現場ではやれることはやったとなっておりますけれども、それでも、また地域の力を借りながら、学校の働き方改革を今後の学校運営協議であったり、地域学校協働活動の力を借りながら進めていこうというのは、今後の教育委員会の現実的な対策としてはやっていこうとも思っております。

以上です。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　おっしゃることは分かります。校長先生が命令するのは、特定の4項目に限定されると、それ以外は教員の自主的な、言い方はどうかと思いますが、要はサービス残業ですね。そういうの世間では段々消えつつあります。それが残っているのはこの教員の世界。現在、国のほうでは給特法の改正について議論がされていますが、根本的な部分が改正されないと優秀な人材も集まらないと思います。給特法のもとに仕事ばかりどんどん増えていくとか、ブラックな労働条件であるという印象が浸透して、教員になりたくないと。そこの部分を根本的に改革しないとそれは直らないと思うのです。だから、野洲市立学校管理運営規則の一部改正をして何が変わるのかを聞きたいのです。そこのところの答えがもうひとつ釈然としないのですが。

【西村教育長】　　澤本主席参事。

【澤本学校教育課主席参事】　　正直な話、今、井関次長のほうが話をしましたとおり、この中身と現場のほうが、相違があるかもしれないですけれども、滋賀県のほうから通知がありまして、令和5年度中に各市町のこの要綱を改正しなさいという通知が来ましたので、

正直、それに伴って改正をしたものでございます。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　　それを最初に言っていただいていたら分かったのですが。要は市としても、これで現場の状況は変わるとは思っていないけど、県の統一した要綱に合わせるために、あまり効果はないと思うが改正しますと、それが本音だということでよろしいですね。

【西村教育長】　　馬野部長。

【馬野教育部長】　実際のところはそういう面があると思いますけれども、今までこういった規則として明文化してなかったところを明文化させていただいたというところで、そこの効果というのは、一定私はあると思っていますので、何も効果がないということではございません。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　分かりました。今の部長の考えを一定の理解をしておきます。しかし、私はこれで現場の状況が変わるイメージは持てないということだけは申し上げておきたいと思います。

【西村教育長】　　それでは、ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第41号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第41号は可決されました。

次に議案第42号、工事請負契約に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】　　教育部の北脇です。

それでは、議案第42号、工事請負契約、中主小学校新館棟大規模改修建築主体工事についてご説明をいたします。議案書16ページから18ページをお願いしたいと思います。

中主小学校におきまして、安心安全な学習環境の確保のため、老朽化した新館棟の校舎の改修を行うものでございます。本議案は去る5月9日に執行しました一般競争入札の結果、請負金額6億489万円、請負人を三陽建設株式会社、代表取締役阪本仁彦と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、野洲市議会の議決をいただくものでございます。なお、議会の議決に付さなければならない契約は1億5,000万円以上の

工事、または請負となっているため、本件の建築主体工事が対象となっているところでございます。

議案書関係資料の12ページをお願いいたします。工期は議会の議決を得た日の翌開庁日ということで、予定では7月3日となります。7月3日から令和6年9月30日まで、鳥瞰図の赤で囲っている新館棟が工事箇所となります。それと、参考までにですが、資料には記載をしておりませんが、建築主体のほかに電気、機械設備の工事がございます。その入札が6月23日に実施をされまして、結果につきましては、まず電気設備の工事につきまして、契約金額1億1,952万6,000円で、契約の相手方は株式会社ニシデンでございます。また、機械設備の工事につきましては、契約金額1億1,058万3,000円で、契約の相手方はア・ア・ンコーポレーション株式会社となっております。

説明は以上です。

【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました、議案第42号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　これは教育委員会にということではないのかもしれません。1つ疑問に思うところを聞きたいと思います。議案書18ページ、請負工事、契約を結ぶ上で大きな要素は、契約目的、契約金額、契約相手、、もう1つ大事なのが工期が大事だと思うのです。市議会に提案するにあたって、契約工期は必要ないのかどうか。これは教育委員会の話ではないかもしれませんが、参考までにお聞きしたいと思います。

【西村教育長】　北脇次長。

【北脇教育部次長】　工期につきましては、確かに、どれだけ工期がかかって、学校の工事のことですので、子どもたちに仮設校舎に入ってもらい授業を受けてもらう期間となり、工期というのは重要なところかなと思います。ただ、議決を求める項目としては、工期は明記をするというところはございませんので、そういった中ではこちらの17、18ページの議案については、議会提案の様式に従った中で明示をさせていただいているところでございます。

【西村教育長】　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　分かりました。従来からも、議会の議決を必要とする工事請負契約を提案するに当たって、工期は書かれていないということでよろしいですね。

【西村教育長】　馬野教育部長。

【馬野教育部長】　教育部長の馬野です。議案の関係資料にはこれと併せて、12ページを議会のほうには提出をさせていただきます。工期につきましては、例えば工期が今、来

年9月30日ですけども、仮にこれが10月になっても、議会に再度案件というか、かける必要はございませんので、あくまでここにかけるのは契約金額といったことでご理解いただきたいと思います。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　もちろん、議案関係資料に工期が書かれていることは分かっています。北脇次長から回答があったように、請負金額は工期と密接に関係します。短くなったり長くなったりすると、当然請負金額は変わるので、契約金額と工期は密接な関係だと思うのです。金額だけ提案をして、工期がいかように変わろうとも、議会の承認は必要ないと。そのため工期は省いてあると。

【西村教育長】　　馬野教育部長。

【馬野教育部長】　　議案のほうから工期はご覧のとおり抜いています。というのは、逆から言えば、工期については、変更が2か月延びようが、3か月延びようが、議案に再度付することはないということから、これは記載してないというご理解をいただきたいと思います。

【西村教育長】　　瀬古委員。

【瀬古委員】　　分かりました。そう理解しておきます。

【西村教育長】　　それでは、ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

【西村教育長】　　ないようですので、これより採決に移ります。

議案第42号、工事請負契約に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第42号は可決されました。

次に日程第6、報告事項に移ります。報告事項①、令和4年度守山野洲少年センター事業活動報告について、事務局より説明をお願いします。福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】　　失礼します。守山野洲少年センター所長の福井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に、少年センターというのは県下で17か所ございます。それはいろんな市町にあるわけですけども、それに合わせて青少年の非行の立ち直り施設として、各警察署に1つ、あすくるという子どもたちに明るい明日が来るようにという願いが込められた滋賀県独自のシステムなんですけども、あすくるというのが併設されております。うちは守山野洲少年センター、あすくる守山野洲でそれが併設されているところでございます。

それでは、資料にのっとって昨年度の事業活動報告から行い、次に今年度の取組方針と

現在の状況を簡単に説明いたします。

1ページ、2ページでございますが、先ほど言いました非行少年の立ち直りということで、あすくる守山野洲の支援状況ですが、昨年は12歳から20歳までの22名の少年を継続的に支援し、それぞれに応じた支援プログラムを実施しました。生活改善、自分探し、就学支援、就労支援、家庭支援等、複合的なものも含めまして、延べ1,100回のプログラムを実施、前年よりは447回増えています。そのうち就労等の目標達成による支援終了が4名、卒所または転居による支援中止が4名、引き続き継続をしている子どもが14名ということで、今年度は14名からスタートして、新たにまた加わった子がありますので、現在15名、16名と増えているところでございます。また、同時に保護者の相談もカウンセリング、面談という形で多く実施をしております。この人数の割合を見ていただくと、野洲のほうは少ないということで目立ってしまうんですが、これは数字で言いますと、今までは大体ほぼ人口に近い割合で推移していましたが、少し波がありまして、逆に野洲のほうが多いときもあったり、昨年は極端に守山のほうが多いということになりました。理由は少し考えられることもあるんですが、ここでは割愛させてもらいます。ただ、少年の濃い関わりという面から言いますと、野洲から来てる子は大変多く、例えばこの3月で卒所した少年は今も市民生活相談課と連携しながら、応援会議というような形で支援を続けて、うちももちろん入らせていただいて支援を続けてますし、中主から通っている高校生の少年も進学に向けて定期的に来て頑張っております。また、不登校で苦しんでいた少年も今は元気に専門学校に通っているような成果も出ています。それ以外にも、あすくる少年の中には入っていませんが、引っ越し後もしっかり見守っている少年もおります。また、これは大変珍しい例ですが、以前あすくるに関わっていた少年が、市の市民生活相談課さんのほうでも大分頑張ってくださって、少し前向きになったということで、高卒認定試験へ向けて頑張り出したということで、定期的に過去問等を受けにうちへ通うようになったという少年も現在おります。また、子どもは来れませんが、親だけがカウンセリングに来られるということで、本人が通えるようになれば支援できる準備ができている少年も結構多くいますので、この業務に表れた数字だけではなく、たくさんの子どもに利用していただいていると思います。ただ、まだまだ保護者や学校の認知を高める必要があると思いますので、私のほうが学校の職員に説明に行くとか、それから少年センターだよりを全戸配布、当初5月にしておりますが、2か月に1回発行する少年センターだよりで広報活動にも力を入れております。いずれにしても、どんどん活用していただければなということは考えているところでございます。

この理由のことを少し申し上げますと、これは野洲のほうの行政がしっかりとしていた

だいていて、それから来られるのは非行系の子どもで、そういう子たちがうちの管轄なんだという意識をもっていただいている方が多く、割と狭く送っていただいている可能性が高い。逆に守山のほうは結構広い範囲で送ってこられるので数が多いということもあり、そういうところも少し影響しているのかなと思います。

次にいきます。あすくる守山野洲のほうでは、学校訪問にも力を入れています。2ページ、管内の中学校には年間3回、管内高校はもとより、あすくる少年の連携に必要な少年の在生校にも必要に応じて2、3回の訪問を行っております。そこで情報の共有と連携を図り、これに応じた支援を進めるようにしています。

冒頭、教育長からもお話がありましたが、小学生は対象ではありませんが、近年の非行の低年齢化もあり、管内小学校にも年1回訪問して生徒指導上の課題を見出し、進学先中学校との情報共有と連携を行っています。表を見ていただくと分かりますが、現時点では非行系の子どもが少なく、やんちゃな子が減って、不登校、引きこもり、虐待体験のあるような子どもが増えているのが読み取れるのではないかと思います。

小学校、中学校、高校との連携を強化することで、情報共有と学校間を円滑につなぐ役割も担い、早期発見から長く丁寧な支援で非行や学校不適応に悩む少年や保護者の力になりたいと考えています。私どもは元々非行少年が対象の機関ですが、今は不登校、引きこもりを含め、複合的な理由がある子どもが多いので、まずは相談に乗り、できる支援に全力をつくす姿勢でおります。

危惧していることとしましては、小学校や中学校、県の諸問題調査によりますと、対教師暴力、生徒間暴力、それから不登校、いじめが過去最高を記録しつつあると。それから少年の犯罪のほうも昨年度増加に転じたと。国のニュースを見ていても、少年が犯罪に駆り出されるということも大変多いので、今後中学校などが荒れる可能性があったり、厳しいことが起こる可能性もあり、今しっかり教えておかないと大変な犯罪が起こってくることになると思いますのし、私どもの役割も大変大きくなるのではないかと考えております。

3ページですが、街頭補導巡回活動を少年補導委員さんとセンター職員で年間延べ322回行いました。子どもを見かけることは減ってきていますが、子どものいるところへできるだけ行くように工夫するなどして効果を高める努力をしております。また、抑止効果や啓発効果も大きく、少年犯罪や不良行為の減少に寄与しているものと考えております。

4ページです。相談の件数ですが、昨年度は1,734件、前年比で500件ほど増えました。これは延べ数ですので、実相談人数は82名ですが、これは大幅に増えております。当センターは県内でも1、2を争う相談件数がありますが、これは関わる少年や保護者が増えると当

然件数は増えるので、活用いただいているということで認知もされているということで良いことではないかなと。対象者は高校生が多く、48％が高校生、中学生が31％、有職・無職の少年が10％、小学生が10％、その他学生が2％でございます。

5ページの相談内容ですが、その時々によっても違いますが、特徴的にはやはり不登校が多く31％、学校学業が21％で全体の半数以上おります。次に多いのは就職・仕事で17％、次に家庭で7％で、昨年どんと減ったのですが、また今年2.8倍に増えていますので、コロナが明けて家庭内が難しくなっているところも多いのかなと感じるところでございます。

相談は本人や家族だけでなく、少年と関わる学校や関係機関からも多く受けます。昨年度は、「学校に紹介してもらいました」とか「少年センターだよりを見ました」というケースが多くありました。少年たちの困りごとは1つではなく、学校内で始まった相談で来所する中で、友人のことや家庭のことに広がったり、自分自身のことになったり、内容が変わっていくこともあります。いずれにせよ相談の全てを情報共有し、相談者に良かったと思ってもらえ、前に進めるようにできればいいなと思っております。

7ページへいきます。無職少年の支援活動ですが、努力はしているのですが、大変苦慮しております。昨年度の支援対象少年は6名で、うち2名が就労、進学を果たしました。これはかなり成果が出た方じゃないかなと思います。管内の中学校、高校に加え、管外の高校も訪問し情報の収集に努め、子どもたちの支援に努めていますが、成果がなかなか上がりません。と言いますのは、昔のやんちゃな子どもでしたら、ちょっとこの子の面倒を見てほしいと支援企業さんのところへ連れて行って、勉強させてもらったり体験させてもらうことができたんですが、今センターへ来る子どもは、まず外へ出ることが難しいとか、挨拶をすることが難しいというところから始まりますので、本当に長い時間がかかって社会生活や日常生活の力をつけることをしないと前へ進めません。そこを諦めずにスモールステップをやりながら粘り強く行っているところでございます。15ページにありますように、守山野洲を中心に約35の支援企業さんにお世話になっておりますが、なかなかそちらの企業さんのほうに連れていくというところまでいかないので、活用できていないところが多く申し訳ない思いでございます。

次に7ページ、8ページの有害環境の浄化活動ですが、有害図書の立入調査は年間24回、各学校の生徒指導の先生を中心に協力を得ながら、コンビニ、書店等106店を調査し、有害情報から青少年を保護するために県条例に基づいた販売閲覧陳列方法を確認しています。概ねきちっとしてもらっているところが多いですが、中には条例表示を怠っているところや、特にぱっと見て青少年に有害な図書はないんですが、表紙があまり上等でないコミッ

クの中に性描写があるとか、週刊誌の中にすごく多かったり、有害図書は依然あとを絶たないところでございます。守山野洲の白ポストからは大変多くのビデオやDVDを回収しておりますが、中にはごみを入れられることもありますが、ものとしては野洲駅の方が少ない。これは何でかというと、設置場所が目立つコンコースのところにあるので、そこで物を入れるのは勇気がいるのかなということで少ないのではないかと思います。

9ページ、10ページにいきます。広報啓発活動ですが、先ほど言いましたセンターだより、ホームページ、公用車での職員の巡回啓発、それから私どもを中心とした講座や説明など、それから啓発資材の配布、管内小学校における薬物乱用防止教室やいじめ防止教室、それから中学校の協力で行っている啓発活動や交流会、昨年は中学生と一緒にティッシュを作りまして、学区の量販店に置かせていただきました。今年度は中学生と少年補導員が会いまして懇談するような交流会を計画しております。

10ページ、11ページですが、不審者情報も共有し、情報提供をしております。大体ここは変わらない件数で、管内で74件、うち守山野洲関係が34件です。盗撮や尾行、声かけが多いことは変わっておりません。

13ページ、今年は少年補導委員さんの委嘱年になりますので、昨年末に退任された方に代わり、定員90名のところ42名の方に委嘱させていただきました。守山50名、野洲40名の90名で少年補導員さんにお世話になっております。この方々は警察の委嘱で少年補導員も兼務されております。仕事はほぼ同じでございます。また、その活動をしっかりするために、14ページにありますベテランの少年補導員さんのＯＢにサポーターになっていただき、協力をいただいているところです。

昨年度の活動について説明させていただきましたが、そこを踏まえて、最後今年度どうしていくのかを簡単に説明いたします。

我々の仕事は不易なところも多くございますので、その中で問題点に力を入れるということで、特に今年度につきましては、例年どおりですと、広く相談していただけるような第1次窓口の役割を果たしていきたいと。最近20歳を超える子どもで、引きこもりやどこにもつながっていない子どもが大変増えてきています。子ども関係の部署だと18歳までとか、適応指導教室では15歳までで、そこでスパンと切れてしまいます。当センターでも切ればいいのかもしれませんが、そうなるとやはり路頭に迷う子どももいますので、現在も11歳から昨年で言いますと22歳までの子をお世話させてもらったんですが、そこまでは見守らないといけないと思いますので、そこで終わりではなくうまく次へつないだり、全体と協働しながら見守り、あるいは支援ができていくような形にもっとしていかないといけない

と思います。幸い野洲市のほうはそういうところに力を入れていただいておりますので、救われている子どもさんがたくさんいるのではないかと感じております。

あとは、学校としっかり連携を取りながら支援を切らないようにすることと、特にお願いしているのは、中学校を出てから高校を途中でやめるんじゃないかとか、非行に走るんじゃないかなという子ども、あるいは中学校に入ったらこうなるんじゃないかというのを早めに手を打っていくことが大事だと思うので、そういうところの力になりたいと感じております。

それから、もう1つは薬物のことですが、先日も守山市の高校生が1人逮捕されております。これは私自身の思いでもありますが、とにかく全小学校の6年生に薬物乱用防止教室をしっかりと実施する、6年生はまだ素直なので、そんな恐いものやったらダメなんだと、親にもたばこやめてもらうように言うわと言ってくれる子もたくさんいました。今はネットで物を手に入れるかのように薬物を手に入れることができる時代になっているので、いかに自分がしっかりしているかということが大事でございます。コロナ等もあったり学校の都合などもありなかなか全校実施ができていないですが、今年度は必ずやりたいと考えています。

最後に、家庭、学校、地域、関係機関、関係団体がそれぞれの役割を明確に認識して緊密に連携し行動できるよう、守山野洲少年センター、あすくる守山野洲が先頭に立つぐらいの気概で青少年の非行防止と健全育成に関する拠点としての役割を担うということで活動方針の説明とさせていただきます。

【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。山﨑委員、どうぞ。

【山﨑委員】　今、ご説明いただいた「薬物乱用防止教室」の実施についてですが、あと3校が実施されていないように思います。何か実施されない理由があるのかお聞きします。また、その学校も今年度は実施されることが決まっている状況でしょうか。ぜひとも子どもたちには薬物の怖さを正しく知ってほしいと思います。もし分かっているようでしたらお願いします。

【西村教育長】　福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】　実は昨年も全部できる予定やったんですが、急なインフルエンザの学年閉鎖とか、それからこれは野洲市の学校ではないのですが、守山市の小学校のほうでちょっと反応が悪いところがありました。それ以外はやってもらえる雰囲気があります。今年についても、冒頭の校長会のほうで必ずということもお願いしてい

ますし、既にやる日が決まっている学校も7校ほど決まっておりますので、今年は急なインフルエンザとか、コロナとかがない限りは実施できるのではないかなと考えております。

【西村教育長】　　山﨑委員、どうですか。

【山﨑委員】　　ありがとうございます。野洲市、守山市内全ての子どもたちが薬物について正しく学習して進学できるよう望んでおりますので、よろしくお願いします。

【西村教育長】　　それでは、ほかにご質問等ございますか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】　　最初に、不登校やひきこもりの子が増えているとご説明いただきましたが、6ページの、家庭と心の病と、虐待に関しては、令和2年、3年に比べて4年が増えているように見受けられます。やはりこちらは関係しているのかどうかが1点。

今年に入って、テレビ等で報道されている闇バイトについての相談は上がってきているのでしょうか。

【西村教育長】　　福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】　　すいません、最初のほうは、家庭のことがつながっているということですね。

【南出委員】　　そうですね、もう単純に表を見せていただくと、野洲市に関して、家庭という欄と心の病、虐待というとこが、ここ数年に比べると、令和4年に増えているように見受けられるので、やはりこちらと不登校や引きこもりというのは関連しているのかどうかです。

【西村教育長】　　福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】　　このケースでもちょっと違うと思うんですけど、関連しているケースもあると思います。それでよろしいですか。あとのことですが、闇バイトとかについての具体的な相談は今ないんですけど、犯罪や犯罪被害に遭った子どもは警察などを通じて、相談なり、それはうちのほうで支援させてもらうことはございます。でも、もうそのうち、ひょっとしたら今先ほどの報道に出てた薬物のほうの子は、ひょっとしたらうちが関わることになる可能性もあるかもしれないと思っております。

以上です。

【西村教育長】　　南出委員、よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。では、ないようですので、福井所長におかれましては、この後、別の公務が控えているためにここで退席されます。ありがとうございました。

それでは、次に報告事項②、令和5年第4回野洲市議会議案質疑一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。馬野部長、お願いします。

【馬野教育部長】　　それでは、報告事項②、令和5年第4回野洲市議会定例会議案質疑及び一般質問の内容と答弁の要旨について報告をさせていただきます。

19ページをご覧いただきたいと思います。議案質疑はございませんでした。

一般質問の内容と答弁の要旨ということで、まず質問者は創政会、奥山議員です。質問内容は学校給食センターの民営化についてということで4点、質問がありました。

まず1点目、現在の給食業務の実施状況についてです。令和5年6月1日現在の食数は、職員分も含め、幼稚園・保育園が1,181、小学校が3,066、中学校が1,544、給食センター分が16の合計5,807食となっております。従事職員数等については、次のとおり回答をさせていただきました。

次に2点目、給食業務を民営化するメリットについてです。直営方式に比べて、調理業務のスタッフを安定的に確保すること、また衛生管理やアレルギー対策などについて豊富な民間の新しい知識や経験をより早く取り入れることができます。

3点目、現在従事している職員の配置転換についての考えです。現時点で既に決定していることはなく、まずは職員労働組合との協議を経て労使合意のもと、できるだけ職員の希望に応えられるよう制度設計を行いたいと考えていますというお答えをさせていただきました。

4点目、今後の民営化スケジュールと業者選定等です。令和7年4月1日から5年間の委託契約期間として事業者を選定し、令和5年度末までに契約を締結する計画をしています。事業者の選定については、学校給食の教育的意義に鑑み、金額だけでなく慎重な比較、選別が可能となるようプロポーザル方式によるものとします。

次に、質問者村田議員です。質問内容は教育委員会予算ということで、2点質問がございました。

1点目、教育委員会関連の予算ということで、質問の要旨としましては、なぜ学校施設の予算は道路整備とかよりも高額になるかというご質問でした。

現在、進めている小中学校の大規模改修事業は工種が多岐にわたり、単価が高額となるものが多いことから、全体の予算が大きくなっていますというお答えをしました。

2点目は、工事監理等設計変更です。工事監理については、国土交通省営繕部が監修している工事の監理指針などに基づいて、市の監督職員が厳格に行っているということと、さらに、工事監理を効果的かつ効率的にできるよう、工事監理業務を外部に発注し、その受託者も工事監理を行っているということです。

次に、設計変更の事務においては、工事管理業務の受託者が一時的な査定を行い、その

後、監督職員などが設計変更の査定を行い、適正に設計変更の事務を行っているというお答えをさせていただきました。

次に、質問者新誠会、山﨑議員です。質問は不登校生徒についてということで、5点質問がございました。

1点目、不登校人数ということで、このコロナ禍前の令和元年度は小学校41名、中学校57名の合計98名でしたということで、コロナ禍の中では、令和2年度が小学校48名、中学校45名の合計93名、令和3年度は小学校58名、中学校66名の合計124名、令和4年度は小学校44名、中学校80名の合計124名とお答えをさせていただきました。

2点目、校区による傾向ということで、校区や地域による差は見られないというお答えをさせていただきました。

3点目、不祥事と生徒の精神的な問題についてということで、教職員の不祥事によって精神的に大きな影響を受けている生徒は今のところ出ていないということです。

4点目、保護者や子どもの孤立状況のデータということで、そのような調査を行っていないために、データはございませんというお答えです。

5点目、教職員の負担についてです。朝の登校支援や放課後登校の対応など負担は確かに増えています。そこで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進し、学校と地域がどんな子どもを育てるのかを一緒に考え、子どもを中心において、地域総がかりで支える体制づくりを進めています。その1つが親子サポーターの活動ということです。こういった取組が昨年度から成果を生み、教職員の負担軽減にも大きくつながっているというお答えをさせていただきました。

次に、新誠会鈴木議員です。質問内容は、大きく1つ目、コロナ禍の小中学校の影響と給食費無償化についてが2点、それと同じような質問ですけども、コロナ禍の小中学校影響と給食費無償化について、5点質問を受けました。大きく1つ目については教育長答弁、2つ目の①から③は教育部長、④と⑤については市長が答弁しました。

まず、1点目、感染症5類への位置づけ後の子どもたちについてです。現在、授業や給食は多くの学級で机を前に向けての一列方向が続いていて、コロナ禍前のように、班などで机をくっつけた状態には戻していません。ただ、給食中に会話をするなど、和やかな雰囲気を持っていますということです。一方マスクについては、学年が上がるほど外さない児童生徒が多い状況ということで、感染不安よりもマスクを外すのが恥ずかしい、マスクを外して周りから何か言われたらといった声が多く、体育の授業でも本人の強い意思で外さないということもあるということです。さらに、登下校時にはマスクを外して楽しそうに

会話している姿も大分見られるようになってきました。大人と同様に、児童生徒のこれからの新しい生活習慣を模索しているところだと捉えているということでございます。

2点目、園、学校内でのルールづけについてです。学校、園のコロナ期間による欠席は、ほぼインフルエンザと同様に出席停止扱いとして位置づけられましたということです。また、3密の回避や消毒については新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザなどの流行状況に応じて行うなど、臨機応変に対応をしています。一方、5月以降、文部科学省やこども家庭庁のガイドラインにのっとり、学校への様々な行事や取組なども順次再開をしています。ただ、全てをコロナ禍前に戻すのではなく、幼児、児童生徒の様子、これからの発達や学びに応じて必要な対応を精選しているところです。

次に、大きく2つ目の1点目、未就学児を含め小中学校の対象人数はということで、6月1日時点の給食費無償化対象の児童生徒の対象人数は、小学生2,821名、中学生1,408名、幼稚園児626名、こども園児311名、合計で5,166名となっています。

次に2点目、未就学児の費用単価、小学生低学年及び高学年、中学生の各単価ということで、以下のとおりお答えをさせていただきました。

次に3点目、給食費未払い家庭数ということで、令和4年度小中学校給食短期滞納人数は40人となっております。給食短期滞納への対応ですが、滞納が発生した翌日に督促状を通知しています。そして、督促の納期限経過後も未納となっている場合は、催告状を通知し、面談等で事情を聴き取り、分納誓約をするなどの対応をしているということです。必要があれば、納税推進課や市民生活相談課と連携を図り、滞納の回収に努めるという対応をしております。

4点目、給食費無償化の効果ということで、先進的に無償化を続けている自治体では総合的な子育て施策の1つとして取り組んでいる自治体が多く、無償化の効果を具体的にお答えすることは難しい。しかし、昨年度の10月から3月までの半年間実施した給食費の無償化では、保護者から「大変よかった」、「助かりました」といった声を多く聞いております。私が考えるところ、給食費の無償化は子育て支援やまちを活性化する施策として、野洲の将来のことを考えると、その意義は深いものであると考えているということでお答えをしております。

5点目は給食費の無償化ということで、私は無償化を進めたい、今すぐにも決断したいという思いを持っております。しかし、予算ベースで年間2億2,000万の給食負担金の財源をどう確保するかが一番の大きな課題であり、まずはそこを解決しなければ実施することができないと考えておりますということで、国の動向にも注視しながら、無償化の実現性に

ついての調査検討をしていきたいというお答えをさせていただきました。

次に、創政会石川議員です。学校現場の実態ということで6点の質問を受けております。

1点目、教員の減少への対応ということで、産前産後休暇、育児休業、病気休業などで休む教員がいるということで、このような場合は臨時講師を学校や市教委が探して対応しているということで、臨時講師が見つかるまでは、小学校では、本来は授業を担当していない教員や管理職が授業を受け持ったり、また中学校では受け持つ教科担任の授業数を増やして対応しているということで、ただ、昨今講師不足で、その補充は大変厳しい状況ですというお答えをしています。

教職員の負担の改善策ということで、2点のことに取り組んでいます。1点目は県教育委員会から来る定期的な臨時講師情報の提供更新ということと、2点目は、どうしても臨時講師が見つからない場合、代わりに教員の負担を少しでも軽減するために、授業だけを行う非常勤講師の紹介をしているということです。

3点目、通常学級で学ぶ児童が36人以上になることということで、これは特別支援学級に在籍する児童が交流学級に帰ってくると、1クラスの定員が定員以上になるという場合は市内小学校の全学級の4分の1以上ということで、答えさせていただいています。文部科学省はノーマライゼーションの視点で、特別支援学級の児童が通常学級で一定の時間、一緒に学ぶことを進めているということです。ただ、時間数ですとか、教科などは各学校が個別に判断をしております。なお、特別支援学級の児童は、基本的に障害などの種別でクラス分けをしていますけども、学年や交流学級はばらばらになっております。通常学級では一緒に学習、交流する場合には、特定支援学級の担任や多人数アシスタント、学校教育支援員などのうち1人が可能な限り一緒に授業に入り、複数の体制で指導体制にかかるようにしております。

4点目、学級の人数が定員以上になる議案についてということです。体育の授業以外にも音楽科、図画工作科などでも同様の事案は起こり得るということで、多様な児童がともに尊重し合い、協働して生活していく態度を育てることを狙いに積極的に進めております。

次に5点目、学校の説明ということで、これについては学校の答えが、議員に対して文科省が決めたこと、文科省に聞いてくださいというお答えでしたので、議員のほうから質問への学校の説明は著しく不十分だったと思います。改めてお詫び申し上げますということと、文部科学省が進めているインクルーシブ教育を目指し、特別支援学級の児童生徒が通常学級で一緒に学習や交流する場合、学級員の人数が定数を超えることがあります。しかし、このことで教員の数を増やす措置はされていないということで、学校現場や市教育委

員会ではそうした学級には、教員の配置が必要であると考えているということでございます。

6点目、国や県への働きかけについて、次の3点を要望させていただいております。1点目は教員及び臨時講師の確保と増員、2点目はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの教員以外の専門スタッフの配置、3点目は学級定数そのものの引き下げということで、いずれも大きな財源が必要で、今年はこれに加えて、文部科学省が決めてる標準授業数や教科内容の削減についても要望していきたいと思っているとお答えをさせていただきました。

次に質問者、新誠会岩井議員です。大きく2点で、学校の抱える問題、採用について5点、中学校部活動の地域移行について2点です。いずれも教育長が答弁いたしました。

まず、1点目の教員不足ということで、教員の人材確保については、その仕事量も多く多忙であり、それに見合った給料がないことが大きな課題ということで、給料のアップを含めた勤務条件の改善はもとより、授業時間数や指導内容に踏み込んだ仕事量の削減が必要であると考えています。

2点目、臨時的任用教員の不足ということで、講師不足にはその背景として次の3点があります。

1点目は若い教員の大量採用に伴い、産休、育休の取得者が増えている。2点目は、厳しい勤務状況からいわゆる教員離れが起きております。3点目は、教員免許保有者であっても、超過勤務が多いフルタイムの講師よりは、支援員として働くケースが増えてきたということでございます。

3点目、学校体制や環境づくりについてということで、学校全体で迅速な情報共有を進めるため、事案発生後速やかに学年主任や生徒指導主事、管理職に報告する、相談する体制を強化するということで、学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置をされているということで、児童生徒だけでなく、悩みや問題を抱える教職員については、管理職が個別にカウンセラー等に相談を促しております。

また、複数の目で児童生徒を指導するため、小学校高学年で生活指導や、同じ学年の教職員間での交換授業を学校規模に応じて実施し、複数の教職員の目で学級を見ていく仕組みを進めております。当教育委員会でも組織対応をするため、学校支援員とスクールロイヤーを学校教育課に配置し、学校支援に努めているというお答えをさせていただきました。

次に4点目、小学校の教科担任制ということで、令和5年度は市内全ての小学校高学年で教科担任制を実施しているということで、そのメリットは次の4点です。1点目、教科の専

門性や授業の質の向上、2点目、1つの学級に多くの教員が関わることで、いじめ等の早期発見につながること。3点目は、中学校は従来から教科担任制であるため、小学校から授業に慣れておくことで円滑な中学校への接続につながるということです。4点目は1人の教員が受け持つ授業数が減り、教員の負担軽減ということです。

5点目、こどもまんなか社会についてのご質問です。学校教育の場では、児童生徒を真ん中に置いた教育を進めるために、まずは当事者である児童生徒の意見を聞き、彼らにとって一番の利益を考えた教育活動を進めていこうということで、教員が児童生徒の実態をしっかり把握し、タブレットパソコンなどを効果的に活用して、一人一人の課題に合わせた学習を進めているということと、様々な取組や行事、あるいは児童会や生徒会活動を進める中で、子どもたちの連携を積極的に取り入れながら社会性を育んでいく教育を進めていくことであるというお答えをさせていただきました。

次に、大きな2点目の1点目、野洲市の協議会ということで、これは中学校の部活動の地域移行についてです。5月12日に野洲市立中学校部活動の在り方に関する協議会を開催させていただきました。メンバーは以下のとおりでございます。協議会では滋賀県教育委員会が開催した情報交換の協議内容の共有と、県内19市町の取組状況の確認をしたということで、本年度本市の方向性についてそれぞれの立場で意見をしていただきました。

2点目は今後の方向性ということで、本年度は定期的に協議会を開き、進捗状況や情報を共有していく予定です。また、持続可能な運営について、先日の協議会でも話題に上がりました。何より生徒を中心に考えて、よりよい方法を検討していきたいと考えておりますとお伝えさせていただきました。次年度、令和6年度には地域移行を中心となって進めるコーディネーターを配置できるよう、制度を整えていく予定ですという答えです。

次に質問者、新誠会東郷議員です。子どもたちの命と将来を守り育むためにということで6点質問がありました。①から④と⑥は教育長、⑤のみ教育部長の答弁でした。

まず、1点目、備えるべき危険への対処方針ということで、学校では災害や交通事故、不審者、熱中症、食物アレルギーなどの対応マニュアルをそれぞれ作成してきたということで、昨年度はこうした危機への対応を危機管理マニュアルとして集約して一本化を行ったということ、子どもの命を守ることを最優先に考えて、全教職員で組織的に対応していくことを大原則に考えているという答えをさせていただきました。

2点目、事後の対処方針ということで、3点答えさせていただきました。1点は迅速かつ正確な事実確認を行い、被害児童生徒、保護者に正確に伝え、保護者の心情に配慮しながら誠意のある対応に努めるということです。2点目は、災害に遭遇した児童生徒に対して、学

校医やスクールカウンセラーと連携しながら、心のケアに努めること、3点目は情報の整理を行い、事件や事故の原因と考えられることを広く調査、検証を行い、再発防止に努めることというお答えをさせていただきました。

3点目、子どもを犯罪から守る効果的な教育について、3つ具体例を示させていただいてます。1つはサイバー犯罪防止教室、2つ目が各学校でもやっている薬物乱用防止教室、3つ目が消費者行政推進事業として、小学校2校、中学校1校で順次行っているインターネットの正しい使い方、ネットに潜む危険性があることについてでございます。

4点目、体育の位置づけや意味ということで、次の3点のとおりお答えをさせていただいております。

5点目、北野小学校のグランドの水はけについて、北野小学校が市内の小中学校に比べて水はけが悪いということで指摘を受け、お答えをさせていただいております。まず原因の1点目は、当初の整備から40年が経過しており、地下にある排水管が目詰まりを起こしていると思われ、雨水の地下への浸透が低下しているということが考えられ、その原因には保護者等の自家用車をグランドへ駐車させているのもあるかと思っています。2点目は、経年の風雨により水が徐々に流れ出し、グランド面が低くなって、勾配が取れてないということです。3点目はグランド周囲が擁壁で囲まれているため、水がたまりやすい状況になっているので、今後の対応として、北野小学校は令和6年度から令和10年度に大規模改修事業を行いますので、その中で何らかの排水対策が併せてできないか検討したいということと、応急的にも砂を盛るなどの措置が可能かどうかも検討したいというお答えをさせていただきました。

6点目、主権者教育について、この議員の方については子ども議会を開催してはどうかということをいただいております。議員お話の子ども議会は本格的なものですばらしいと思いますので、主権者教育の一例として各学校に紹介をさせていただくということを申し上げました。

次に、日本共産党野洲市議団、小菅議員です。大きく2つです。1点目は、学校教員の勤務体制の改善についてが9点、学校給食の無償化についてが6点となっております。

まず、1点目の令和4年度の結果ということで、次のとおりの平均残業時間とか、最高残業時間についてお答えしております。

2点目、持ち帰り業務の残業ということで、本市では教員の持ち帰り業務の調査は実施していないというお答えをさせていただいています。

3点目、過労死ラインを超える教員ということで、平成30年度より働き方改革の取組を実

施、長時間勤務の教員の割合は減りました。しかし、依然として月80時間を超える教員がいることから、調査結果を重く受け止めて、さらに対策を進め、一月当たり80時間を超える教職員がなくなるよう取り組みたいと考えているというお答えをさせていただきました。

4点目、教員の勤務実態の把握ということで、令和3年度から全校に勤怠管理システムを導入し、勤務実態の把握をしていること、併せて働き方改革特別検討委員会を組織し、学校代表教職員などによる現状や取組状況を聞いて、その把握に努め、私も夜に学校を見回って勤務状況の把握に努めているということです。

5点目、病気休職中の教員の人数ということで、病気休職、特別休暇中の教職員が5名というお答えをさせていただきました。

6点目、職員会議や部活動について。職員会議ですが、月1回の会議で遅くなるということはほとんどないということで、部活動についても、休養日を週2回設けるといったガイドラインを守って活動をしているということです。

7点目、昨年度の改善策として、学校では行事の見直しや会議の精選を行って、特に会議については、スリム化を行ったということで、令和4年度以降、コロナの状況に変化があっても、以前のように会議が多い状態に持ち込まないよう努めているとお答えをさせていただきました。また、ＧＩＧＡスクール構想で1人1台端末により、教員の教材作成もデジタル化が進み、教員同士で共有ができるようになったということと、今後学校から配布する文書の作成も含めて、より一層の効率化を進めていきたいというお答えをさせていただきました。

8点目、残業手当などについて、教員の心身の健康を守るためにも、働き方の見直しを行うことが大切であり、その上でそれに見合った適切な給料や残業代が支払われるよう、制度を変えていくことが必要であるということです。ただ、一番の課題はその財源ということで、国政レベルでの議論が必要だと思いますというお答えをさせていただきました。

9点目、少人数学級の実施ということで、現行の35人、もしくは40人学級からの大幅な引き下げは、教職員の確保や人件費、教室不足など様々なデメリットがあるが、それ以上のメリットがあると考えているということです。このようなことから、全国都市教育長会など教育関係の様々な団体から文部科学省などへ要望しています。

次に、大きく2つ目、学校給食の無償化についての1点目です。学校給食は教育の一環として考えておりますが、給食費を保護者負担としても、すいません、ここ1点訂正をお願いしたいんですけども、「しても問題ない」というところ、「ない」という言葉を追記していただきたいと思います。

2点目、この国会答弁についてどのように認識されているのかということで、国会答弁については、学校給食法第11条、食材の保護者負担が定められていますけども、それを根拠に無償化できないとは言えないのではないかというお話です。市が保護者に代わって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないと理解しているというお答えをさせていただいております。

3点目、なぜ完全無償化を実施されないのかですけれども、年間2億2,000万の財源が必要になり、それをどう確保するのかが一番の大きな課題であるということをお答えさせていただいております。

4点目、改めて、無償化を野洲市でも実施すべきということで、3点目の繰り返しですけども、2億2,000万の財源が必要となっているということでお答えさせていただいてます。

5点目、学校給食費の無償化ということで、野洲の将来のことを考えると、無償化を今すぐにでも進めたいという思いは持っているということですが、年間2億2,000万の財源を確保することが大きな現実的な課題であり、そこを解決しなければ実施することができないということでお答えをさせていただいています。

6点目、段階的実施も含めて検討すべきということで、幼稚園、こども園分では約3,500万円、小学校では1億2,000万円、中学校では約7,000万円ということで、段階的な実施は取り組みやすい方法でありますけども、先ほど市長が答えたとおり、現時点では実施することは難しいというお答えをさせていただきました。

次に、公明党津村議員です。大きく2点、1点は熱中症対策の推進についてということで1点、それとココロプランを受けての不登校支援ということで7点質問を受けました。全て教育長答弁でございます。

まず、学校における熱中症ということで、市内の小中学校の普通教室の現時点での空調設置率は100パーセント、また空調に必要な電気代は確保をしているということで、通学時の熱中症対策と、熱中症警戒業務の対応ということで、小中学校ではご覧のような対応をさせていただいています。

次に、熱中症警戒情報については、環境省の熱中症予防運動指針を参考に対応を考えているところでございます。

次に、大きく2点目、ココロプランを受けてもっと支援というので、ココロプランは今年の3月31日に策定されました。誰ひとり取り残されない、学び直しを社会全体で行うということが、そのプランとされています。

1点目です。本市としましても、児童生徒の社会的自立を目指し、学校と関係機関、地域

が一体となって子どもたちを支えるということをしていきます。市内の不登校の状況ということで、次のとおり、お答えをさせていただきました。

2点目、不登校生の保護者の会ということで、一般社団法人みかんの木、親の会お話会、不登校・行き渋りの保護者のためのおしゃべり会が開かれると聞いています。

3点目、保護者とスクールカウンセラーの対応について、県費のスクールカウンセラーと市費のオアシス相談員を各学校に配置しており、保護者のニーズに合わせて相談活動を行っていること、また市費のスクールソーシャルワーカーも対応したり、ふれあい教育相談センターのこころの教育相談事業も活用してカウンセリングをしていること、もう1つは守山野洲少年センターでもカウンセラーによる不登校相談に対応しているということです。

4点目、多様な学びの場やサポートルームということで、市内の中学校全てにサポートルーム、別室を設置し、空き時間の教員などが教室に入りにくい生徒を日常的に支援しているということです。小学校は常時設置とはいきませんが、空き教室や店舗を活用して居場所づくりに努めていること、ふれあい教育相談センターでは適応指導教室、県内では少ないプッシュ型の家庭訪問型学習支援事業を行っているということです。

5点目、授業のオンライン配信ということで、小中学校ではどの児童生徒に対しても授業をオンライン配信できる体制は整っております。一人一人の状況に応じて実施し、中学校では学校と家庭をつないでオンライン授業を児童生徒が見ることができます。小中学校では別室登校をしている児童生徒が、別室と教室をつないでオンライン授業を受けている児童生徒もおり、ICTを活用した学びの場を整えているというお答えをしていただきました。

6点目、多様な学びの場での評価と進路ということで、ふれあい教育相談センターと学校との連携を強化したり、1人1台のタブレット端末を利用した不登校生に対するオンライン授業を推進したりすることで、不登校生と教室とをつないでいけるよう努め、多様な学びの場での学習が学習成果として評価できるような体制づくりについて考えていきますとお答えさせていただきました。

7点目、ココロプランを受けての今後の取組について、1人1台のタブレット端末を利用した不登校生に対するオンライン授業の推進やふれあい教育相談センターの支援の充実に取り組んでいるということ、またコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進し、地域総がかりで子どもを支える体制づくりを整えていきたいと考えているという答弁をさせていただきました。

以上、ちょっと長くなりましたけども、報告させていただきました。

【西村教育長】　　ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等

ございませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】　　21ページの真ん中のあたりの親子サポーターさんは、学校訪問をさせていただくと、何校かで利用されていると伺いました。この親子サポーターさんは市の教育委員会が地域の方をサポーターに任命とのことですが、地域の方がやってみようかなという声が上がったうえで任命されるのか、こちらからお願いしているのかどちらでしょうか。

【西村教育長】　　菱沼参事、お願いします。

【菱沼生涯学習課参事】　　親子サポーターのほうは地域のボランティアの方ですので、以前からその学校でサポーター的なボランティア活動をしている方でお願いさせていただいています。今年度は篠原小学校、中主小学校、中主中学校、野洲小学校のほうに置かせていただいております。中には別室対応の方も9時から3時までの勤務の後にその位置づけをさせていただいて、その1時間で下校をともにするという活動もしています。

【西村教育長】　　南出委員、よろしいですか。

【南出委員】　　ありがとうございます。そうすると、逆に学校側から、そういう方が地域にいらっしゃらないんですけれども、そういうことをしてくださる方、いないかなという声が上がったとしても、それは難しいということでしょうか。

【西村教育長】　　菱沼参事、お願いします。

【菱沼生涯学習課参事】　　今年度につきましては、各学校の校長先生にお聞きしましたところ、ボランティアの方と連携しているので、ぜひお願いしたいということを聞きまして、以前からされている方にお願いしている状況です。新たにということでございましたら、また地域学校協働活動を通じて、連携してつながっていけば、また委嘱させていただくことを考えたいと思います。

【西村教育長】　　南出委員、どうですか。

【南出委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【西村教育長】　　それでは、ほかにご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　　全般を通じて給食センターの質問が多かったように思います。給食センターの質問についてお聞きしたいと思います。

まず1つは、19ページ一番下の今後の民営化スケジュールと業者選定というところで、事業者の選定についてはプロポーザル方式で決めますという話だったのですが、例えばどのような業者がプロポーザルをしてくると想定しているのか、お聞きしたい。これが1点です。

2点目は、6月1日現在の食数が職員分と検食分を含んで5,807食と説明をされたようですが、22ページのところで給食費の無償化対象の児童生徒の人数は小、中、幼稚園、こども

園等を合わせて合計で5,166名です。職員数とか検食分というのは当然その差の中に入っていると思うのですが、そのほかに、どのような差があるのか、この2点について教えてください。

【西村教育長】　　給食センター所長、お願いします。

【川﨑学校給食センター所長】　　給食センターの川﨑です。まず1点目、どのような企業が参入されているかですが、うちの想定としましては1日6,000食を作ることが大前提となりますので、4,000から5,000食という大きな実質経験があるところは外せないと思っております。あとは、プロポーザルの中にはいろいろと事業者からの提案をしていただく内容を決めているところではございますが、その中には安全性の担保、衛生面での実績等を加味していく予定です。

そして、2番目の5,807人と5,166人の違いですが、今おっしゃってくださったように、総数で、全体では5,807名、6月1日時点の実数となりますが、その中の職員分とセンター分、そして検食分を足したもので641が職員分という形になり、差し引き児童生徒分は5,166となります。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　具体的にどのような事業者がプロポーザルに応じるのかが質問です。ガイドラインはそういうことだろうと思うのですが、イメージできるように、この近辺でどんな業者が考えられるのか、もう少し具体的に、例えばということで答えられるのかどうかお願いしたいと思います。

それから、2点目の5,807と5,166は、700近い差があります。それが職員と、それから検食分に相当すると非常に多いように思うのですが、内訳を教えてもらえますか。職員が何人で、検食分が何食だという形でお願いします。

【西村教育長】　　川﨑所長。

【川﨑学校給食センター所長】　　まず、どのような企業を想定しているかと申しますと、この辺で言いますと、近江八幡では東洋食品さんが入っておられ、栗東のほうはハーベストネクストが今年度、2学期から落とされたと聞いております。いずれにしましても、自校式で賄われている300食程度、1,000食程度の小さいところの業者はあまり想定しておりませんので、やはり4,000食程度は必ず作った実績があるところと考えております。そして内訳のほうですが、職員数の内訳としましては、小学校が245名、中学校が136名、幼稚園が139名、こども園が105名の625名分と、給食センター13名、検食用で取っております3つ分を足し合わせまして641という合計になります。

以上です。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　分かりました。その職員分と検食分は無償化対象の数には入らないということでしたね。5,166名を無償化するには、2億2,000万の予算対応が必要だということでよろしいですか。

【西村教育長】　　川﨑所長。

【川﨑学校給食センター所長】　　6月1日時点の実数を上げさせてもらったのと、最新の情報で上げさせてもらっておりまして、給食費の無償化、ないしはその2億2,000万の根拠となります実数につきましては、4月1日現在の在籍数、児童生徒の在籍数をもって算出しているものとなりますので、この6月時点とは少し違ってくるものとなります。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　それはほとんど誤差みたいなものです。そう理解しておきます。

それから、もう1つお聞きしたいのは、不登校ですね。不登校の理由には様々なものがあると思うのですが、不登校率が、県や全国の平均に比べて野洲市は高いですね。それは以前に野洲の不登校対策が非常に細かく丁寧なので、外部から野洲市に引っ越してこられる話も聞いたことがあるように思うのですが、改めて、この野洲市の不登校率が県や国の全国平均などに比べて高い理由についてどのように分析しておられるのかお聞きします。

【西村教育長】　　井関次長、お願いします。

【井関教育部次長】　　学校教育課、井関です。令和4年度の結果はまだ出てないんですけれども、令和3年度で申しますと、野洲市は小学校で1.96％、県が1.33％、全国が1.32％となっております。令和4年度は小学校が58人から44人に減っておりますので、全国、滋賀県には近づいているのではないかと思います。中学校が令和3年度66名で4.81％、滋賀県は4.66％、全国は5.26％、中学校ではやや低い値になっております。令和4年度には中学校80名とちょっと増えておりまして、これも県と全国に近づいてるということが言えると思います。不登校率が多い状況につきましては、野洲市は体調不良とかいう子どもたちについても、不登校として上げている場合が多くあります。それで数が増えていると。他市がどうか分かりませんけれども、どちらかと言うと、不登校の児童・生徒としてカウントして、不登校の対応をしていくということを前提としておりますので、そこで増えているという可能性もあると考えております。

以上です。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　そうすると、不登校を定める、不登校数を把握する全国共通のガイドラインは文科省から示されていないという、どういう理由を不登校数にカウントするかはそれぞれの市教委の判断ということでよろしいのでしょうか。

【西村教育長】　　井関次長。

【井関教育部次長】　　私の言葉に誤解があったかもしれないんですけれども、ガイドラインに差があるわけではございません。ただ、野洲市は積極的に認めているのは間違いございません。不登校の児童生徒としての対応を怠ってはならないというところを前提にしているという言葉でございます。すいません、申し訳ありません。

【西村教育長】　　瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】　　分かりました。そう理解をしておきます。

【西村教育長】　　では、ほかに何かご質問ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】　　質問ではありませんが、22ページにマスクについて挙げられています。実は6月13日に市立中学校は今年の体育大会が行われました。その際、ほとんどの生徒がマスクを外していました。それが学校側からの指示なのか分かりませんが、やはり子どもたちは楽だと言っていました。最近も第9波が報じられている中なので、今後2学期に運動会でこれが実際可能かどうかは別として、やはりマスクを外すことによる熱中症の危険は軽減されるのは事実かと思っております。子どもたち個人を尊重するという部分で、強制もしにくいかもしれませんが、できるだけ外す方向で促していただきたいと、私は保護者として感じました。

【西村教育長】　　井関次長。

【井関教育部次長】　　南出委員のおっしゃるとおりで、マスクの着脱は個人の自由にはなるんですけれども、熱中症予防、子どもの命を大事にするという点では大事なことだし、ましてや登下校においてはマスクを外すようにこれからも呼びかけてはまいります。外さない児童生徒につきましては、個人を尊重するというところもあるんですけれども、熱中症であったり、命を守るというところについては、話は続けているところです。

【西村教育長】　　南出委員、よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市地域教育協議会委員の解職及び委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習課長】　　生涯学習課の井狩です。報告事項③、37ページから39ページでございます。

野洲市地域教育協議会委員につきまして、37ページの名簿のとおり、第2号委員の篠原地域子ども教室運営協議会会長の交代に伴い、前任者の三上孝氏を解職いたしまして、後任として、橋口秀雄氏に委嘱をしましたので、報告をさせていただくものでございます。なお、野洲市地域教育協議会設置要綱第４条の２の規定に基づきまして、前任者の残任期間である令和6年3月31日までとするものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】　　ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、令和5年4月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】　　それでは、報告事項の40ページをお願いいたします。

令和5年4月25日火曜日、生涯学習課、文化財保護課を対象に監査が行われました。監査の結果につきましては42ページになります。いずれも、全般を通じてその処理状況は適正と認められましたので、ご報告するものです。

以上でございます。

【西村教育長】　　ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、職員の任免等について事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】　　それでは、報告事項43ページをお願いいたします。まず、一部修正をお願いしたいと思います。表の一番上になります所属名こども課、フルタイムの次の補職名のところなんですけれども、「保育教諭」と記載をさせていただいておりますが、「保育士・教諭」に修正をお願いします。

それでは、まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、フルタイム職員2名、パートタイム職員4名、計6名の採用を報告するものでございます。採用の所属及び期日等につきましては記載のとおりでございます。退職者につきましてはございません。

次に、職員の許可・承認等につきまして、正規職員の分限休職延長承認1名、営利企業等従事許可承認2名の計3名の承認を報告するものでございます。許可の期間等につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

【西村教育長】　　ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等

ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、新発達支援センター・ふれあい教育相談センターの完成見学会の案内について事務局より説明をお願いします。北田所長、お願いします。

【北田ふれあい教育相談センター所長】　　ふれあい教育相談センターの北田です。

報告事項⑥、新発達支援センター・ふれあい教育相談センターの完成見学会についてご報告いたします。資料は、報告事項の44ページをご覧ください。

新発達支援センター・ふれあい教育相談センターにつきましては、建物も完成いたしまして、8月1日に開所の運びとなりましたので、それに先駆けまして見学会を開催いたします。開催日時は7月22日土曜日9時から11時30分まで、事前申込みは不要で、どなたでも見学していただけます。ご案内のほうは7月広報に掲載の予定でございます。今回完成いたしましたのは建物のみになりますので、今後は旧センターの解体を行いまして、駐車場等を整備し全体の完成は令和6年度を予定しております。

【西村教育長】　　ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。宇都宮館長。

【宇都宮野洲図書館長】　　図書館の宇都宮です。令和5年度第1回図書館協議会の開催について案内いたします。

7月7日の金曜日、午後1時30分から図書館で開催いたしますのでご報告しておきます。

以上です。

【西村教育長】　　ほかに何かありますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、7月教育委員会定例会は7月19日水曜日、午後1時30分より、コミセンしのはらで開催しますので、よろしくお願いします。

次に、8月教育委員会定例会について、お伺いします。8月教育委員会定例会は、8月23日水曜日午後1時30分より当人権センターで開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　　ご異議なしと認めます。よって、8月教育委員会定例会は8月23日水曜日、午後1時30分より人権センターで開催しますので、よろしくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

―― 了 ――